

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
学 校 教 育 課	令和3年度	○令和2年度南国市研究推進校研究委託料・令和2年度南国市研究協力校研究委託料について 教育研究所が研究委託事業として研究推進校1校に20万円、研究協力校4校に各15万円の委託料を支払う委託契約を締結し、各校とも全額予算を消化していた。委託に当たっては、各校が推進校及び協力校の指定申請を行い、教育研究所長が申請結果通知を各学校長あてに発出していたが、その決裁文書がなかったほか、委託契約書第4条に委託料の使途にはなかった備品の購入について契約書の変更や協議記録のないまま認めているほか、研究内容とは直接関係のない図書類の購入が見られるなど不適切であり、改善を要する。 なお、本件受委託は内部組織間のことであり、委託事業という形をとらずに通常の事務事業の範囲での仕組みを検討する余地があると思われる。	各校より指定申請が提出されましたら、審査を行い、決裁後、教育研究所長から申請結果通知を各学校長あてに発出するよう改めます。 委託料の使途にはないものを購入する際は、契約変更の協議を行い、変更契約を行います。また、購入する物品については研究内容に沿った物であるか確認を行います。 ご指摘のとおり本件受委託は内部組織間のことでありますので、令和4年度からは委託事業という形をとらずに行っております。	各校より指定申請が提出されたら、審査を行い、決裁後、教育研究所長から申請結果通知を各学校長あてに発出しています。 研究に関する支出は、各校の研究内容に沿った内容であることを確認後に、研究所が行っています。	予算消化主義ではなく、真に必要な事業経費について支出することを厳守し、成果を検証できる体制等を継続して確立維持していただきたい。
		○令和2年度大篠小学校プール機械室等整備工事設計業務について 本件業務委託（委託料1,650,000円）は、令和2年度大篠小学校プール改修工事設計業務委託（委託料418,000円）の内容を大幅に見直したものであり、委託料が実質的に無駄になっている。事前に計画内容を十分に検討した上で、予算化に当たっては、議会、住民に十分説明すべきであり、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。	今後は予算執行にあたりましては計画内容を十分検討し、計画変更が必要な場合は補正予算にて対応するなど、議会や市民に対して説明ができる対応をとってまいります。	予算要求の段階で計画を十分に精査し、予算執行にあたり、計画変更が必要な場合は、議会や市民に対して説明ができるよう補正予算で対応するようにしております。	今後は、軽微な変更以外は極力事前に議会報告等を行うなど、適切な事務執行に努めること。
		○文書の発出について 「令和2年度南国市研究推進校研究委託料」及び「令和2年度南国市研究協力校研究委託料」では、各校から「研究推進校申請書」及び「研究協力校申請書」が提出されているが、申請に関する審査経過記録がなく、「研究協力校申請結果について」及び「研究推進校申請結果について」が決裁文書のない状態で、教育研究所長から小学校長、中学校長へ発出されていた。決裁について、南国市役所処務規程（昭和39年訓令第2号）第14条で「すべて事務は、別に定めるところにより決裁を経て処理しなければならない。」と規定されているので、規程を遵守されたい。	各校から申請書が提出されましたら、審査を行い、決裁後、教育研究所長から申請結果通知を各小中学校長へ発出するよう改めます。	各校からの申請書を受付後、審査及び決裁文書を作成して教育研究所長から申請結果通知を各小中学校長へ発出するよう改めております。	今後は、審査経過記録を作成のうえ決裁し、その後申請結果通知を行うなど適切な事業実施に努めること。委託事業の形はとらないとされたので、予算消化主義ではなく、真に必要な事業経費について支出することを厳守し、成果を検証できる体制等を確立維持していただきたい。

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
学校教育課	令和元年度	○備品について 緊急に購入を要さない場合は、市内業者からの購入を検討されたい。	備品購入については、校長会や学校事務職員の定例会など、機会あるごとに市内業者での購入について周知に努めてきたところです。しかしながら、周知徹底が十分でないこととはご指摘のとおりです。 つきましては、4月28日付け文書「令和元年度定期監査結果の対応について」を各校に発出するとともに、4月30日（木）の校長会で再度周知を図ります。さらに、学校事務職員の定例会において、直接学校事務職員に対して周知を図ります。 4月28日文書 《 指摘事項 》 備品について、緊急に購入を要さない場合は、市内業者からの購入を検討されたい。 ○指摘事項に対する対応について 備品について、市内に取り扱い業者がある場合は、市内業者からの購入を優先させること。 ただし、やむを得ず市外業者で購入する場合は、明確にその理由を説明できるようにしておくこと。	備品購入については、緊急に購入を要さない場合は、市内業者からの購入を検討しております。	備品等購入については、南国市内の業者の維持発展の観点からも重要なことであり、他課の協力、連携を図りながら積極的な対応に努めること。
消防本部	令和2年度	○予算執行について 平成30年度・令和元年度稲生防災活動拠点施設新築工事設計監理業務委託において、平成30年度予算の委託料324万円を平成31年度に明許繰越し、当年度に全額必要であるにもかかわらず、この内の81万円を同じく平成30年度予算を明許繰越しした同施設の工事請負費に不足が生じたために流用していた。不足した委託料81万円は平成31年度予算の工事請負費から流用していた。 歳出予算を繰り越す場合には、繰越しをする事由があつて繰越しをするのであり、翌年度において前年度に予定していた事務事業に使用する目的をもって繰り越すこととなるのであるから、繰り越した後においては、その目的に反しないように予算の執行をしなければならないのであつて、このような予算の執行は繰越制度の趣旨に沿っておらず、改善を要すると認められる。	消防本部としましては、工事請負費に不足が生じたため、やむなく流用しましたが、繰越予算に対する認識が非常に甘かったと感じております。 今後、事業費の不足等が発生した場合には、どういった対応をしたら良いか、財政課と事前協議を十分に行つたうえで、適正な予算執行を行ってまいります。	令和元年度から令和2年度への繰り越し、令和2年度から令和3年度への繰り越し、令和3年度から令和4年度への繰り越しに関しては、増減があるものの、予算内で事業が完了しております。令和4年度から令和5年度への繰り越し予算に関しては、物価の高騰等から事業費の不足が生じておりますが、財政課と協議し現年度で補正予算を確保し不足分に対する予算措置を行っています。 令和4年度から令和5年度への明許繰越において十市防災活動拠点施設用地測量業務委託費が地籍調査完了に伴い、支出予定が無くなったため、立田消防屯所耐震性防火水槽設置工事の設計金額が増額となり設計予算に不足が生じたため、繰越予算内で流用いたしました。支出予定が無くなった予算ではありませんが、前回監査委員よりご指摘の目的に反する予算執行ではないかと考え、財政課と協議し流用しました。また、財政課に繰越予算に対する流用についての考え方を聞いたところ、本来、繰越予算については、補正ができないため、現年度予算の継ぎ足しにより必要額を確保すべきであるが、事業の目的及び財源措置等により、不用分の流用を認めることもある。そのような際には、議決案件ではありませんが、財政課としても議会等への説明に努めるとの話を頂きました。	業務委託については、各事業ごとに積算され、当該年度予算として議会の議決を得ている。国等の補助制度を有効活用しているところではあるが、繰越時の議会説明等と差異のある執行となり得る。市民の代表である議会には、変更等による実施であっても説明等はすべきではないかと思料されるので、庁内でも検討されたい。

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
消防本部	令和2年度	○設計工程表及び協議記録について 平成30年度・令和元年度稲生防災活動拠点施設新築工事設計監理業務委託において、履行期限変更後の業務工程表はあるが、特記仕様書に定められた設計工程表がなかった。 また、受注者と履行期限の変更協議の上、業務契約の変更手続きを行っているが、協議内容の記録がなかった。 特記仕様書の規定を遵守し、協議内容を記録保存するなど、適正な事務執行をされたい。	予算執行課として、稲生防災活動拠点施設新築工事設計監理業務委託における特記仕様書の内容等についての把握が充分ではありませんでした。 今後は、工事担当課と連絡を密にして、書類の適正な作成及び保管状況等の確認に努め適正な事務処理を行ってまいります。	予算執行課として、予算執行の根拠となる契約内容等について責任を持つのは当然のことと考えます。 今回のご指摘について、工事の打ち合わせをする時に、住宅課、消防本部、監理業務、建築主体、機械工事、電気工事それぞれの担当者が集まり、進捗状況の説明、業務工程表の提出等、協議を行いますので、各施工業者との協議内容、工程表等関係資料の提出はされています。なお、住宅課に確認しましたが、設計監理業務委託についても、委託業者に同じように書類提出するよう、徹底を行っています。	事業の事務処理の適正化については、より一層の充実、強化を図ること。
危機管理課	令和3年度	○令和2年度南国市交通安全市民会議補助金について 令和2年9月4日に補助金実績報告（事業完了年月日令和3年3月31日）、令和3年3月31日に補助金確定通知を行っているが、補助金実績報告は令和2年9月4日ではなく令和3年3月31日であり、不適切な事務処理である。	補助金実績報告書の日付確認が抜かっており、不適切な事務処理でありました。今後は更なるチェックを行うようにいたします。	受付及び決裁時の2回、報告書及び添付資料の記載事項の確認を担当者及び課長補佐の二名で実施しております。	事務処理については、複数での確認の実施に努めており、今後は適正な事務処理の継続に努めること。
		○令和2年度南国市国土強韧化地域計画策定業務委託について 令和2年7月2日起案、令和2年7月2日決裁の回議書「指名競争入札業者にかかる持ち回り契約等審議会について」で、「（略）本件については令和2年5月26日に審議をし令和2年6月18日に入札予定でしたが、仕様書を見直す必要が生じたため入札を中止しました。仕様書の変更に伴い指名業者を見直したところ、一部業者が要件を満たしていなかった為、新たに別紙の7者を選定しました。（略）」とあるが、見直しの理由及びその経過記録がなく不適切な事務処理である。	定期監査時に、仕様書変更に伴う「見直しの理由」「経過記録」の原本提出を求められた際、書類を綴っているにも関わらず迅速に提出ができず、書類なしの判断をされるに至りました。 今後は、迅速な書類提出ができるように努めてまいります。	管理ファイルに適切な見出しを付ける等、必要書類の適切な管理を実施しております。	公文書管理については、属人的管理ではなく、組織的・体系的な管理体制に改めて、適切な管理に努めること。
		○補助金交付額と補助金被交付団体の翌年度繰越額または支出額について 「令和2年度南国保護区保護司会助成金」で助成金交付額より補助金被交付団体の翌年度繰越金を上回っているもの、「令和2年度南国市交通安全市民会議補助金」で補助金交付額より補助金被交付団体の支出額が下回っているものがあった。 残余金の取扱いについて、補助金（助成金）の返還や翌年度の減額など、南国保護区保護司会助成金交付要綱（平成15年南国市告示第38号）及び南国市交通安全市民会議補助金交付要綱（平成15年南国市告示第58号）の見直しなどの改善を要する。	南国市交通安全市民会議の事業は、春の交通安全週間に併せて開始されることにより、総会が事業実施前に開催できておりません。総会開催までに必要とされる事業費は、例年、繰越金から支出して事業を実施している状況にあり、決算書上は残余金が生じていますが、実際には新年度の事業費に支出しています。ただし、現状の要綱において繰越を認めることになっていないため、本年度、交付要綱の改正を行う予定であります。	交付要綱の改正を実施し指摘事項の改善を図ることを予定しておりましたが、再度内部で協議した結果、補助額の年度内の適切な執行を行うこととし翌年度への繰越金が発生しないよう補助金の適正な管理を実施しております。	監査指摘と相違した対応を行う場合には、事前に監査委員事務局に報告をした上で実施すること。
	令和元年度	○洪水ハザードマップの配布に当たっては、住民が十分に理解して活用できるように工夫されたい。	改訂しました洪水ハザードマップは、2年度の出水期前に全戸に配布する予定です。配布時にはハザードマップの注釈や重要点などの解説を同封し、住民が活用しやすいように努めます。 また、自主防災会の学習会などにも出向き、啓発に努めます。	R2年5月に解説資料を添付のうえ、全戸配布を実施しました。以降の転入者については、市民課の協力のもと転入手続き時に配布を実施しております。 随時防災会や学校保護者、高齢者教室等で防災学習を実施し、特に「タイムライン」の作成を中心とした実際の行動につなげる啓発を随時実施しております。	今後も、住民への周知徹底を図るための具体的な対応を充分に行うなどして、危機管理の徹底に努めること。

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
保健福祉センター	令和2年度	○支出負担行為の整理時期について 令和元年度にこにこ子育て相談事業委託において、単価契約の各月の委託料の支出負担行為の決裁日が、最終の検収日以前の日となっていた。 「会計事務における留意事項」において、支出負担行為の決裁日は単価契約の委託料の場合、最終の検収日とするよう定められており、是正されたい。	「会計事務における留意事項」に準拠して、今後は単価契約における委託料につきましては、当該契約の履行を確認した検収日・検査日をもって、支出負担行為の決裁日とするようにいたします。	「会計事務における留意事項」を遵守し、単価契約における委託料につきましては、当該契約の履行を確認した検収日・検査日をもって、支出負担行為の決裁日とするように周知徹底しています。	今回の事案は是正されているが、今後も同様な不適切処理を回避する為には、組織的な対応を継続していくこと。
		○履行確認の事務処理について 令和元年度在宅当番医制運営委託において、支出命令書の検収欄に検収年月日及び検収者の職氏名の記載と押印がなかったほか、請求書に受付印漏れがあった。 適切な履行確認の事務処理をされたい。	基本的な財務事務である請求書の受付印の押印を徹底し、業務委託の検査・検収につきましては、支出命令書の検収欄への検収年月日及び検収者の職氏名の記載及び押印漏れがないよう留意いたします。	請求書の受付印の押印については押印漏れがないよう、決裁時に決裁者がチェックするよう体制を強化し、業務委託の検査・検収につきましては、業務委託検査調書を作成して支出命令書に添付し、検収年月日及び検収者の職氏名を記載して、決裁及び押印漏れがないようにしています。	上記同様
		○消費税について 「令和元年度歯科施設健診事業委託」及び「令和元年度にこにこ子育て相談事業委託」にかかる契約書において、消費税率が8%で締結されているが、消費税率が10%となる令和元年10月からの契約変更がされていなかった。 また、「令和元年度在宅当番医制運営委託」にかかる契約書において、消費税についての記載がなかった。 適切な契約締結の事務処理をされたい。	「歯科施設健診事業」は士長南国歯科医師会との契約により、6月・11月の一定期間、1回300,000円で市民の無料健診を実施してもらうものです。こちらは8%の消費税額の記載があり、11月実施分については10%で変更契約を締結する必要性がありました。「にこにこ子育て相談事業」につきましても、本来なら事前に双方で協議する必要がありました。が、協議ができておらずそのままになっていました。 今後は、消費税率が変更することが事前に決定していれば、早めに協議し委託先と変更契約を締結するようにいたします。 「休日在宅当番医制運営」は休日における急病患者の医療を確保するものであり、南国医師会と1回30,000円（3連休以上は1回50,000円）で契約しています。契約書には消費税についての記載がなく、消費税率変更の際には、受託者との協議により委託料据え置きで合意していました。今後は契約書の内容を見直し、消費税を含むのか含まないのかを明記し、消費税率が変更する場合にも対処できるよう改善いたします。	「歯科施設健診事業委託」「にこにこ子育て相談事業委託」にかかる契約書につきましては消費税法及び地方税法の規定により算定した消費税及び地方消費税額を記載し、「在宅当番医制運営委託」にかかる契約書につきましては、うち取引に係る消費税及び地方消費税額を明記しています。また今後、消費税率が年度途中に変更することがあれば、早めに協議し変更契約を締結するように対処いたします。	今後も様々な変更等に適切に対応できるよう、組織として周知徹底を図ること。
長寿支援課	令和2年度	○事業報告について 令和元年度地域支援事業（包括的支援事業）における委託契約書第9条第1項に「乙（受託者）は、各月の業務終了後速やかに次に掲げる報告を甲（南国市）に行うものとする。」とあり、第1号「月ごとの事業報告」と規定しているが、3か月ごとに報告されていた。契約書を遵守し、適切な履行確認事務をされたい。	契約書にもとづいた履行確認がなされていなかったため、地域支援事業等委託契約書の見直しを行い、令和3年度からは同契約書第18条（報告書の提出及び検査）において、「事業年度を四半期に分け、各期の業務終了翌月に期毎の事業報告を行う。」といたしました。今後は契約書を遵守し、適切な履行確認事務を行います。	「事業年度を四半期に分け、各期の業務終了翌月に期毎の事業報告を行う。」のように契約を改めて以降は、契約書を遵守し適切な履行確認事務に努めています。なお、受託者である南国市社会福祉協議会（地域包括支援センター）とは毎月定例会を開催し情報交換に努めるなかで必要な報告も受けるようにしております。	契約書の適切な履行を図るため、組織的なチェック体制を構築すること。
		○概算払精算書について 令和元年度地域支援事業（包括的支援事業）において、概算払精算書の決裁（令和2年5月15日）が実績報告（令和2年5月19日）前になされていた。 処理手順が不適切であるので、改善されたい。	令和元年度地域支援事業等委託契約書第7条により、「実績報告後に精算するものとする。」とあるにもかかわらず、実績報告前に概算払精算書の決裁をしたものです。 今後は、契約書を遵守し、適切な処理手順を徹底します。	本来実績報告書の提出がなければ精算額が確定しないものであり、現在は契約書を遵守しており不適切な処理はございません。	上記同様

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
長 寿 支 援 課	令和2年度	○随意契約の根拠法令の適用について 随契ガイドラインに定める様式「随意契約の理由書」に「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」と記載すべきところを「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」又は「地方自治法施行令第167条の2第1項第5号」と記載されているものがあった。 随契ガイドラインの「4 随意契約ができる場合」の「(1) 少額の契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）」で「※他の号の理由と併合した場合には、1号が優先する。」とされており、「5 Q&A 【地方財務実務提要】より抜粋」にも同様の内容が記載されている。 法令や随契ガイドラインで定められている内容を十分に理解した上で、適正な契約事務の執行を図られたい。	随意契約の理由書作成時は、随契ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を十分確認し、適切な条項や理由内容を記載します。今後、ガイドライン及び会計事務の留意事項等の内容を確認し、理解したうえで適正な契約事務に努めます。	通常の業務では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する案件がほとんどであるが、随契ガイドライン及び会計事務の留意事項等の内容を確認し、理解したうえで適正な契約事務に努めています。	上記同様
商 工 観 光 課	令和3年度	○令和2年度南国市ものづくりサポートセンター指定管理業務について 指定管理者の選定に係るプロポーザル審査から指定管理料の支出に至る一連の事務の中で、指定管理者候補の適格性、指定管理料の算定方法、指定管理料を全額前払いとする理由などの意思決定に至るプロセスにかかわる書類が、提出されたものの中には無く、行政の事務処理としては不適切である。 「南国市ものづくりサポートセンターの管理運営に関する基本協定書」で「前月分の月次報告書を、毎月10日までに甲（南国市）に提出しなければならない。」と規定されているが、令和2年10月から令和3年3月分の「月次報告書」が提出されていない。 「業務委託検査調書」（令和3年3月31日）の関係書類「令和2年度事業実績報告書 株式会社海洋堂高知」の「1 令和2年10月1日 指定管理業務開始以降の活動報告」の「(2) 費用にかかる経費」が「11月」404,107円、「12月」429,847円、「1月」1,155,500円、「2月」846,080円、「3月」2,232,143円、「3／15～31」1,094,161円、「合計」8,272,033円と記載されているが、これらを計算すると、「合計」7,161,838円となり、差額が生じている。この状態で南国市の検査が完了しているが、不適切な事務処理である。	指定管理者候補の適格性について、申請に必要な書類は提出されており、適切な運営ができる事業者であることは認識しておりましたが、募集要項に定める申請資格等について書面での確認ができておりませんでしたので、以後同様のケースが発生した場合は規定にそった確認を行うようにいたします。指定管理料の算定方法、指定管理料を全額前払いとする理由については、根拠資料の電子データでの保存や、相手方と協議の上決定したという経緯がございましたが、そういった内容をすべて記録し書類で保管することはできておりませんでした。今後は文書の保管体制を徹底するよう努めてまいります。 月次報告につきましては、毎月の入館者及び売り上げを電子データで提出させ、データで保管をしておりました。保管はしていたものの、印刷してファイルに綴じてはいませんでしたので、今後はデータ受け取り後、印刷してファイルに綴じるよう努めてまいります。「令和2年度事業実績報告書」にかかる合計金額の差額の件につきましては、ご指摘のとおり金額に誤りがございました。収支の状況については、実績報告書に添付されていた収入・支出に関する書類により検査を行ってりましたが、「（2）雇用にかかる経費」の部分の検算ができておりませんでした。今後はこのようなことが無いよう、指定管理者へ適切な書類作成を指示するとともに、担当課での検査に抜かりが無いよう徹底してまいります。	現在、指定管理者と協議等行ったときには議事録を作成しております。 月次報告につきましては、翌月の1週目に毎月の入館者及び売り上げを電子データで提出させるとともに、印刷して、毎月の定例会資料と保管することで提出抜かりが無いようにしております。 業務委託等に係る検査等につきましては、不適切な事務処理がないよう、担当及び各決裁権者にて検算等を行い、適切に実施しております。	事務処理の適正化については、複数人でのチェック等を含め、組織的な体制を構築し、今後は、業務委託の事務処理について適正に実施すること。
		○プロポーザル審査の提案者が1者参加の評価について 「令和2年度南国市ものづくりサポートセンター指定管理業務」はプロポーザル審査の提案者が1者参加で、3段階または5段階で評価しているが、審査基準に合格最低点のような基準の規定がないため、3段階または5段階の最低点が多数であっても、最優秀提案者となる可能性がある。 プロポーザル審査の提案者が1者参加を想定して、審査基準に合格最低点を規定するなどの改善を要する。	南国市ものづくりサポートセンターの指定管理者選定につきまして、審査に際し、合格最低点を規定はしていませんでしたが、配点の満点に評価基準の「普通」にあたる係数（0.6）をかけた合計点数を基準点とし、基準点を上回る提案者から選定するという共通認識で評価基準を作成しておりました。しかし、作成資料に基準点を明記できておらず、事務処理に不備があったと考えっております。今後このような審査がある場合には合格最低点の規定を明確に定め、基準を下回るような者が選定されることが無いよう、資料作成や審査方法にかかる適切な事務処理に努めてまいります。	令和3年度～5年度にてプロポーザル審査を実施していません。 今後実施されるプロポーザル審査において、提案者が1者参加の場合を想定して、審査基準に合格最低点を定めて実施を行います。 次回プロポーザル審査に向けて、早急に「南国市ものづくりサポートセンター指定管理者候補者選定審査募集要項」の改正を実施するようにいたします。	3年間プロポーザル審査を実施していないとのことであるが、同様の不適切処理が生ずることのないよう、募集要項を早急に改正すること。

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
商 工 観 光 課	令和3年度	○補助金（助成金）の対象経費について 南国市土曜市協同組合運営事業費補助金交付要綱（平成16年2月19日制定）に補助対象事業、補助対象経費、補助限度額、補助率、変更承認等（変更・中止・廃止）、遵守事項について、規定がされていない。これらは、補助金（助成金）交付の根幹であるので、補助金（助成金）交付要綱の改正が必要と考える。	ご指摘のありました南国市土曜市協同組合運営事業費補助金交付要綱（平成16年2月19日制定）につきましては、令和4年3月29日付で、指摘箇所にかかる改正を行いました。また課内で調査を行い、坂本龍馬才谷保存会補助金交付要綱（平成22年7月28日南国市告示第83号）につきましても同様の問題点があったため、令和4年5月23日付で改正を行いました。	南国市土曜市協同組合運営事業費補助金交付要綱（令和4年3月29日告示第44号改正）、坂本龍馬才谷保存会補助金交付要綱（令和4年5月23日告示第75号改正）を改正し、規定に基づき補助金の交付を行っております。 要綱期限を設けていないものについても、検証し、必要性を吟味するよう努めます。	補助事業については、その費用対効果等を検証し、安易な事業継続をさける趣旨からも、期限要綱について検討を行うことも重要である。
	令和元年度	○（仮称）ものづくりサポートセンターについて 設置管理条例の制定を含め、管理運営を適切にされたい。	設置管理条例を早期に定め、指定管理者制度の活用などにより、施設の整備目的を効果的に果たせるようオープンに向けた準備を進めます。	南国市ものづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例（令和2年5月28日条例第11号制定）、南国市ものづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年7月6日南国市規則第26号制定 令和2年8月12日規則第28号改正）、南国市ものづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（令和3年1月19日規則第1号制定）を制定し、管理運営を行っております。	制定した条例、規則等に基づき、適正な管理運営がされるように努めること。
		○南国市中小企業振興事業費補助金の交付先が複数になっているが、商工会への集約等を検討されたい。	南国市中小企業振興事業補助金については、商店街等活性化事業、中心市街地活性化事業、新製品等研究開発事業、地域特産品等開発事業、専門家派遣事業、物部川流域アクションプラン実現事業など、様々なメニューがあり、事業実施主体が異なることから商工会への集約は難しいと考えています。	当該補助事業については、様々なメニューがあり、補助事業者として中小企業者、南国市商工会、南国市商工会青年部、ごめんteteマルシェ実行委員会、ごめん町イベント実行委員会などが事業を実施しております。このため、補助金交付先を商工会へ集約することは難しいと考えます。	当該補助事業については、多様なメニューがあり、それぞれの目的を持って実施されているが、今後も事業の類似性、効果等の検証を行いながら、より一層効果的な事業実施に努めること。
生 涯 学 習 課	令和3年度	○随意契約の根拠法令の適用について 「令和2年度南国市立久礼田体育館非構造部材耐震化工事監理業務委託」について、「随意契約の理由書」及び「業務委託決定書」で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の第1項の該当する号が異なっており記載されていた。法令や随契ガイドラインで定められている内容を十分に理解した上で、適正な契約事務の執行を図られたい。	「令和2年度南国市立久礼田体育館非構造部材耐震化工事監理業務委託」において、契約等審議会審議に諮る「随意契約の理由書」には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の第1項第6号該当と記載して審議会の承認を受けていましたが、随意契約できる場合の地方自治法施行令第167条の2の第1項の該当する号を異なっており記載していました。 今後は、このようなミスを起こさないように、随意契約を行う場合は、法令や随意契約ガイドラインで定められている内容を十分に理解した上で、地方自治法施行令第167条の2の第1項に列挙されている号のどの号に該当するのかを適正に判断するとともに、事務手続きの中で決裁する場合には、作成者、決裁権者ともこれまで以上に記載内容のチェックを徹底し、誤りが無いことを確認した上で決裁するなどして適正な契約事務の執行を図ってまいります。	随意契約を行おうとする際に、文書作成者および決裁者において、法令や随意契約ガイドラインを十分に確認した上で該当する号を判断し文書を作成した決裁を行っている。	関係法令、随意契約ガイドライン等を厳守することについて、課内職員に周知徹底を図り、事務処理の適正化を図ること。
	令和元年度	○平成29年度に指摘されているが、吾岡山文化の森スポーツ広場は、利用率が低迷しているため、全国大会レベルの貸し出しのみならず、市民の利用等、改善を検討されたい。	試合以外でも利用できるようにはしているので利用が広がるよう周知にも努めたい。ただ近年は集中的な豪雨が頻繁にあり、水捌けの改善が以前にもまして求められるので安価で効果的な工法を検討していく必要がある。	芝管理業務を委託している吾岡山文化の森環境整備推進会および予約管理を委託しているまほろばクラブ南国と協議を行い、芝状態を見ながら、練習等でも利用できることについて周知を行っている。 現在は複数の団体が、練習目的で利用されている。	施設の所期目的を厳守することは当然であるが、施設の有効活用の観点からも、市民の利用度を高める対応を検討されたい。
		○全国子ども会安全共済会費について 事務省力化のため、包括的に改善できないか検討されたい。	当該経費については、記名のうえ加入するもので概算払いの後精算するものではない。このため年度当初に一括での加入をこれまで以上に各子ども会へ推奨していくが、年度当初未加入であってもイベントや行事に参加したく中途加入するかたもある。	令和元年度12回から2年度8回、3年度7回と追加加入の回数は減少したものの4年度は11回と増加した。5年度は10月末現在7回で年度にばらつきは有るものの、監査指摘年度より減少している。今後も年度末から年度当初にかけて一括加入するよう勧奨していき、事故発生時に加入漏れの方がいないようにする。	全国子ども会安全共済については、その趣旨の徹底を図り、可能な限り当初からの募集、入会に努めること。（事務省力化だけでなく子どもの安全を守る意味を含め）

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
企画課	令和3年度	○令和2年度南国市国際交流協会補助金について 南国市国際交流協会補助金交付要綱（平成14年南国市告示第47号）第2条の2で、事業の内容は多文化共生社会に向けた国際交流活動事業及びホームステイ推進事業、対象経費は報償費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料と規定されている。 補助金交付決定のときに、南国市国際交流協会予算全体を補助金の対象としているが、対象経費の適否について精査した記録がなく改善を要する。	交付申請時における収支予算書、実績報告時における収支決算書について、補助金交付要綱に定める事業区分別、対象経費別に分けた様式で提出させるよう変更を行いました。 対象経費の適否については、実績報告時の収支決算書において、根拠書類となる領収書等で審査を行います。	交付申請（令和4年度～）における収支予算書、実績報告（令和3年度～）における収支決算書について、南国市国際交流協会補助金交付要綱第2条の2に定める事業別、対象経費別に分けた様式（明細）を提出させています。 対象経費の適否については、実績報告時の収支決算書において、根拠書類となる領収書等を全件審査しています。	補助事業については、今後もその審査、補助対象経費の適否をしっかりと帳票、書類等で確認・審査し、今後も適正な執行に努めること。
		○令和2年度南国市地域活性化のための自治活動団体連合会補助金について 令和3年3月31日に南国市地域活性化のための自治活動団体連合会補助金交付要綱（平成26年南国市告示第15号）第7条の規定により変更申請があり、同日に変更承認通知、同日に第9条の規定により実績報告があり、同日に第10条の規定により補助金確定通知をしていた。事後承認となっている。 補助金交付確定額89,876円で補助金確定通知後、同要綱第13条の規定による補助金返還命令書で補助金既交付額を金750,000円とすべきところを金1,000,000円で発出されていたので改善を要する。	補助金交付要綱に沿って、速やかかつ適正な事務処理を徹底します。決裁時においても内容の点検・確認を徹底します。	南国市地域活性化のための自治活動団体連合会補助金交付要綱第13条第4号の規定による補助金返還命令について、補助金既交付額を750,000円に訂正しました。 また、補助金交付要綱に沿って、速やかかつ適正な事務処理を徹底しています。	上記同様
	令和元年度	○広報なんこくについて 広告の確保などに努め、紙面の充実を図られたい。	広報なんこくの有料広告募集については、規格は、A枠（4.6cm×8.0cm）、B枠（4.6cm×17.0cm）の2種類、期間は、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月の3区分で掲載料を設定しています。有料広告掲載の問い合わせでは、営業の広告のみならず、イベント広告を掲載したいとのニーズもあり、期間については1ヶ月単位を希望するケースも増えてきています。 このことから、新たに1ヶ月単位での有料広告の期間を設けるとともに、広告募集について、広報誌や市ホームページ等において周知を図ることで、さらなる広告の確保に努めます。 また、紙面について、市民の皆様へ、見やすく、読んでいただける広報紙となるよう工夫を重ね、記事内容の充実にも努めます。	有料広告について、広告主の細かなニーズに応えられるよう南国市広報紙発行規則を令和2年度に改正し、広告の掲載期間・掲載料について従前の3月、6月、12月に加えて、1月単位の掲載ができるようにしました。 しかしながら、近年の有料広告実績からは、広告掲載の増にはつながっていないことから、広告募集によりさらなる広告の確保に努めます。 紙面の充実については、令和4年度から全ページフルカラーとし、写真や図表等を用いることで、分かりやすく、また見やすい紙面づくりに努めています。	広報の有料広告については、規則に沿った取り扱いをすること。また、広告主等にもその有効性等を説明すると共に、広告主等の変更を反映できる仕組みも検討すること。
環境課	令和3年度	○令和2年度南国市地球温暖化対策実行計画策定業務について 委託事業者選定審査委員会の開催通知の決裁文書がないほか、開催時の議事録がないため意思決定過程が不明であり、改善されたい。 委託業者から提出された委託業務着手届、管理技術者選任届、業務実施工程、委託業務完成届の各書類において必要な年月日の記載がされていないので、是正されたい。	今後、同様に会議を実施する際には議事録を取ること徹底いたします。 また、今回ご指摘いただいた書類につきましては必要な年月日を記載し是正いたしました。今後は日付の確認を今まで以上に行い、記載抜かりのないようにいたします。	その後、同様の審査委員会は実施しておりませんが、実施の際には議事録の作成を予定しております。また、書類への日付の記載については課内会等で抜かりがないよう周知し、改善しております。	審査委員会は未実施ということであるが、現在の課題、問題点を整理して次回開催時には、適正に対応できるよう努めること。

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
環境課	令和3年度	○プロポーザル審査の提案者が1者参加の評価について 「令和2年度南国市地球温暖化対策実行計画策定業務」はプロポーザル審査の提案者が1者参加で、3段階または5段階で評価しているが、審査基準に合格最低点のような基準の規定がないため、3段階または5段階の最低点が多数であっても、最優秀提案者となる可能性がある。 プロポーザル審査の提案者が1者参加を想定して、審査基準に合格最低点を規定するなどの改善を要する。	南国市地球温暖化対策実行計画策定業務につきまして、事業者選定審査要綱に基づき事業者の選定を実施いたしました。 今後、同様のプロポーザル審査を実施する際には、提案者の1者参加を想定して審査要綱に合格最低点に関する規定を設けるようにいたします。	その後、同様のプロポーザル審査は実施しておりませんが、今後の実施に備えて合格最低点の基準を設け、改善しております。	上記同様
		○「令和2年度南国市地球温暖化対策実行計画策定業務」について 「南国市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定業務委託事業者選定委員会の開催について」の決裁文書がない状態で通知されていた。 決裁について、南国市役所処務規程（昭和39年訓令第2号）第14条で「すべて事務は、別に定めるところにより決裁を経て処理しなければならない。」と規定されているので、規程を遵守されたい。	開催についての決裁の取り扱かりがございました。今後は処務規定を遵守し、文書発出の際には必ず決裁処理をいたします。	処務規程を遵守し、今後は口頭にて報告していた文書も含め、文書決裁処理を抜きなく行うよう課内会等で周知し、改善しております。	今後も定期的な課内会等で周知徹底を図り、適正な事務処理に努めること。
		○令和2年度南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金・令和2年度南国市浄化槽設置整備事業費補助金について 「会計事務における留意事項」で「建設工事等を内容とする補助金は、支出のとき実績報告書と検査調書等を添付すること。」とされているが、検査日の記録はあるものの、実績報告書及び検査調書が作成されていないほか検査写真がないので、改善されたい。	実績報告書の作成と検査写真についてはそれぞれの補助金交付要綱で定められており、検査調書の作成については「会計事務における留意事項」により作成しなければならないため、今後は確実に作成・保管するよう改善いたします。	○両補助金事業について 検査調書は、令和4年度より様式を定め、確定通知決裁に添付するように改善しております。 検査写真は、着工前・工事完了時に撮影し確定通知決裁に添付するように改善しております。	補助金事業については、必要な改正を行うなど対応しており、今後も適正な事務処理に努めること。
財政課	令和3年度	○令和2年度ふるさと寄附業務委託について 令和2年9月23日に南国市の事務及び事業における暴力団の排除に関する協定書第3条第1項の規定により、排除措置対象者の該当性について高知県南国警察署長に照会していたが、業務委託の締結日は令和2年6月1日であり、照会までに3か月程度要している。 本来、照会は、業務委託契約に先立って行うべきで不適切な事務処理である。	本件につきましては、業務委託に先立って確認すべき暴力団の排除に関する規定について、確認を怠っていたことを契約後に気づくというミスをしたものであります。 本来、担当者を始め契約の決裁者が確認すべきところであり、二重のチェック機能が果たされていなかったことについて、契約担当部署といたしまして反省しております。 今後は、これまで以上に契約手順の確認励行に努めるとともに決裁者の更なる確認により、再発防止を図ります。	令和4年度以降に締結する契約につきましては、左記排除対象者の照会を速やかに行うために、契約に係る交渉時に当該照会に係る承諾書を相手方に渡すよう事務手続きを見直いたしました。	反社会的勢力排除の対応については、県警及び公益財団法人暴力追放高知県民センター等と協力しながら、適正な対応を継続していくこと。
	令和2年度	○工事施工決定書について 南国市随意契約ガイドライン（平成30年南国市財政課。以下「随契ガイドライン」という。）では、様式「工事施工決定書」による工事施工何の決裁を経て、業者決定後、「工事施工決定書」に負担行為番号、決裁日、契約金額、契約日、着工日、業者名及び摘要の一部を手書きするように定められている。 手書き処理後の決裁等の事務処理について、随契ガイドラインに記載されていないためと考えられるが、「工事施工決定書」の手書き部分の決裁が必要であるため、様式等を改善されたい。	南国市随意契約ガイドラインを改定し、手書き部分の指示も含め、発注何・契約何の2回に分けて決裁を受けることとし、事務手続きの流れにも明記のうえ、3月30日にマイウェブに掲載し全職員に周知しております。	左記内容のとおり、発注何・契約何の2回の決裁を受けております。財政課を経由する発注何・契約何は、両決裁が取られていることが確認できていることから、職員への周知もされていると判断できます。	今後も改善された事務処理を適切に実施していくこと。

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
財政課	令和2年度	○入札記録について 南国市競争入札心得第9条第4号で「予定価格を上回る価格の入札は、無効とする」旨の規定があるが、これに該当する入札で同第26条の入札記録に「無効」の記載がなかった。 また、同第13条第2項で「前項の規定により落札予定者を決定するに当たり、同価格の入札をした者が2以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札予定者を決定する。」と規定されているが、これに該当する入札で入札記録に「くじにより決定」等の記載がなかった。 疑念を生じさせないためにも、入札記録に記載するよう是正されたい。 ○予算執行について 平成30年度・令和元年度稲生防災活動拠点施設新築工事設計管理業務委託において、平成30年度予算の委託料324万円を平成31年度に明許繰越し、当年度に全額必要であるにもかかわらず、この内の81万円を同じく平成30年度予算を明許繰越した同施設の工事請負費に不足が生じたために流用していた。不足した委託料81万円は平成31年度予算の工事請負費から流用していた。 歳出予算を繰り越す場合には、繰り越しをする事由があつて繰り越しをするのであり、翌年度において前年度に予定していた事務事業に使用する目的をもって繰り越すこととなるのであるから、繰り越した後においては、その目的に反しないように予算の執行をしなければならぬのであつて、このような予算の執行は繰越制度の趣旨に沿っておらず、改善を要すると認められる。	入札記録への「無効」、「くじによる決定」等の記入につきましては、令和3年2月4日の入札結果より記載するようにいたしました。 予算の執行におきましては、極力補正予算による組替等により、予算と執行状況の整合性をとることが原則であり、各課においても財源も含め予算管理を徹底するよう指導していきます。また、予算執行時に止むを得ず流用が必要になった場合も、財源への影響等に注意していかねばなりません。特に繰越明許費におきましては、議決案件であり予算の補正ができない以上、不測の事態に対しても事業目的、財源への影響を考慮した予算執行を行うよう関係課と十分な協議と確認を徹底いたします。	左記以降、現在においても引き続き、「無効」、「くじによる決定」等の記載を行っております。 繰越明許費の設定や繰越計算書の作成時に関係課と協議を行い、予算管理の徹底に努めています。	上記同様 予算執行については、議決案件でもあり、軽微変更以外については、可能な限り議会への説明、報告等に努め、適切な予算執行に努めること。
	令和元年度	○公用車（自動車）購入について 安全性などの観点から、年数・走行距離・重要性を勘案した更新基準を検討されたい。	○公用車のうち、軽乗用、軽貨物、普通乗用については「初年度登録から10年」かつ「走行距離10万キロメートル」の両方を満たせば、公用車購入の目安としたい。ただし車両運行に支障がなければこの限りでない。特殊車両（ダンプトラック・バス・救急車・消防車等）についても同様の考え方としたい。 以上を、令和2年度中に庁内で協議をし、決定後は周知を図りたい。	公用車の更新基準につきまして、令和2年11月2日に周知を行いました。また、令和5年2月3日に購入にあたっての電気自動車等の検討や、装備品としてドライブレコーダーの追加について改訂を行い、再度周知しました。	公用車の更新基準については、既に改訂が行われており適正な運用に努めること。なお、社会状況等の変動も激しいことに鑑みて、状況に応じた改訂も視野に入れた対応を検討すること。
	令和元年	○政務活動費について 支出命令書（概算払）を議員ごとに作成支出しているが、支出命令書を1枚にまとめるなど、業務省力化を検討されたい。	○政務活動費は、議員全員が全額使い切るわけではなく、個々に精算額が異なるため、現在、議員一人ひとりに概算払を行い、収支報告を受けた後、個々の精算書を作成したうえ、戻入がある議員には戻入納付書を発行しています。 支出命令書や精算書を1枚にまとめた場合、戻入納付書も合計額の1枚しか発行されず、各議員から現金で戻入額を集金して、一定期間、議会事務局でその現金を保管することになります。 議員一人ひとりの戻入納付書を発行するには、議員ごとに概算払精算書を作成する必要があるため、概算払の支出命令書や精算書を1枚にまとめることは困難であると考えます。	左記の回答理由により変更はしておりません。	今後も、政務活動費の活用時期等も含め、議員との連携を強化しながら、前例主義に偏らず、より業務の効率化に努めていただきたい。

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
情報政策課	令和3年度	○プロポーザル審査の提案者が1者参加の評価について「令和2年度南国市給食費管理システム構築業務委託」はすべてプロポーザル審査の提案者が1者参加で、3段階または5段階で評価しているが、審査基準に合格最低点のような基準の規定がないため、3段階または5段階の最低点が多数であっても、最優秀提案者となる可能性がある。 プロポーザル審査の提案者が1者参加を想定して、審査基準に合格最低点を規定するなどの改善を要する。	○プロポーザルを実施する場合、最優秀業者の選定に、業者1者の場合に対応できるよう最低基準について実施要領等に記載する必要があります。今回のプロポーザルについては、評価点が9割を超えていることも考慮し審査していましたが、最低基準について実施要領等に記載をしていませんでした。今後については、プロポーザル参加者に周知するため、最低点を実施要領等に記載いたします。	情報政策課におけるプロポーザルの実施については、業者1者の場合に対応できるよう実施要項等に最低点を記載しています。	実施要項改正済みであるが、業者選定の方法は案件によって変わり得るため、より一層適切な評価がなされるよう努めていただきたい。
会計課	令和3年度	○手引「会計事務における留意事項（平成30年度会計課）」について 「会計事務における留意事項」の「【4】 契約」の「◎ 契約等審議会にて審議の必要な契約」で、『支出負担行為書に、「〇年〇月〇日、南国市契約等審議会選定」と記載する』とされているところであるが、契約等審議会選定に該当するすべての事業において記載されていないかった。 このため、会計課に対し各課等への記載の指導もしくは記載自体の要否を検討されたい旨、監査期間中に指摘したところであるが、令和3年2月3日付けで手引「会計事務における留意事項（令和2年度版会計課）」において『支出負担行為書に「〇年〇月〇日、南国市契約等審議会選定」と記載するか、又は選定されたことがわかるもの（審議済の印のある随意契約の理由書等）を添付すること。』に改正されたところである。会計課においては周知徹底を図られたい。	○会計事務における留意事項（以下「留意事項」といいます。）（平成30年度）」の中で『支出負担行為書に、「〇年〇月〇日、南国市契約等審議会選定」と記載する』と記載しているのに、実際にはそのようにされていないかったということは、「留意事項（平成30年度）」に沿った事務が行われていなかったということであり、会計課の指示が徹底されておりました。 「留意事項（令和2年度）」では、これまでと同じ記載をするか、又は選定されたことがわかるものを添付するように変更したところですが、これに沿った事務をしてもらうように各課に周知することが必要です。 「留意事項（令和2年度）」を発行したときには、変更箇所がわかるように変更箇所を赤字にして各課に知らせましたが、それ以後に各課から提出された支出負担行為書には、記載が添付かどちらかの処理がされている状況です。 今後は、「留意事項（令和3年度）」を発行するときなどにも、再度このことをお知らせするなどして、周知を図るよう努めてまいります。	指摘のあった件につきましては、左記の担当課回答にありますように、「留意事項（令和2年度）」の該当部分の記載を『支出負担行為書に「〇年〇月〇日、南国市契約等審議会選定」と記載するか、又は選定されたことがわかるもの（審議済の印のある随意契約の理由書等）を添付すること。』と変更いたしました。 その後の各課からの支出伝票は、ほぼこの変更後の要件に沿った内容となっております。まれにこの要件を満たしていないものもありますが、その場合は随意契約の理由書を添付し直してもらい、今後は気を付けてもらうよう注意しております。 今後も、適正な会計事務を進めるよう努めてまいります。	会計事務の適正な執行のため「留意事項」の発行の際などに職員への周知を図っているが、職員の会計スキルの向上を図るため、研修会の実施などを検討していただきたい。
農業委員会	令和2年度	○随意契約の根拠法令の適用について 随契ガイドラインに定める様式「随意契約の理由書」に「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」と記載すべきところを「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」又は「地方自治法施行令第167条の2第1項第5号」と記載されているものがあった。 随契ガイドラインの「4 随意契約ができる場合」の「(1) 少額の契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）」で「※他の号の理由と併合した場合には、1号が優先する。」とされており、「5 Q&A 【地方財務実務提要】より抜粋」にも同様の内容が記載されている。 法令や随契ガイドラインで定められている内容を十分に理解した上で、適正な契約事務の執行を図られたい。	○随意契約の根拠法令の適用につきましては、契約金額が「随意契約の理由書」に「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」に定めている額よりも少額であったにも関わらず、農地台帳システムのアップデート関連であり一者随契の必要があることのみを着眼点としたため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」該当と記載しておりました。今回の監査結果を職員の共通認識とし、今後は随契ガイドラインを確認することは勿論のことですが、必要に応じて財政課等への確認作業を行いその判断や記載誤りがないように努めます。	随意契約ガイドラインについて職員の理解すべき共通認識とし、該当する契約があれば判断や記載に誤りがないように努めている。	今後は、関係法令、随意契約ガイドライン等の遵守を事務局職員に周知徹底し、同様の誤りがないようにチェック体制の強化を図るなど、より一層の事務処理の適正化に努めること。

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
総務課	令和3年度	○補助金交付額と補助金被交付団体の翌年度繰越額または支出額について 「令和2年度南国保護区保護司会助成金」で助成金交付額より補助金被交付団体の翌年度繰越金を上回っているもの、「令和2年度南国市交通安全市民会議補助金」で補助金交付額より補助金被交付団体の支出額が下回っているものがあった。 残余金の取扱いについて、補助金（助成金）の返還や翌年度の減額など、南国保護区保護司会助成金交付要綱（平成15年南国市告示第38号）及び南国市交通安全市民会議補助金交付要綱（平成15年南国市告示第58号）の見直しなどの改善を要する。	○南国保護区保護司会からは、自主財源がなく、年度当初において、運営費について一定額が必要であるとのことであり、助成金額について、協議を行いました。令和3年度は、当初34万4千円の助成金額でしたが、10万円を減額し、助成金額を24万4千円とし、交付いたしました。 今後においても、過度な繰越金の額にならないよう注意し、適切な助成事業といたします。	助成金交付要綱を改正し、過度な繰越金の額にならないよう、事業を実施しております。	助成金額の見直しと併せて、補助要綱の改正も合わせて行われている。今後も事業の適正な執行のため、不断の見直しに努めていただきたい。
		○受付印について（各課等共通） 南国市役所処務規程（昭和39年南国市訓令第2号）第18条第1項で「收受した文書等で、市長あて又は市役所あてのものは総務課が、各課あてのものは各課文書取扱責任者が受付印（様式第1号）を押印する。ただし、軽易なもの又は基本台帳に関する諸届、願書、諸通知については受付印を省略する。」と規定されているが、受付印が押印されていない文書等が多数あり改善を要する。	○令和4年5月16日の課長会において、全所属長に対し、定期監査実施報告書の内容を再度確認するよう指示するとともに、全職員に対し、收受文書等の受付印の押印について、抜かりがないよう、庁内LANに掲示し、周知を図りました。	「担当課回答」欄に記載のとおり、全職員に対し周知し、改善を図っております。	職員の事務処理能力の向上を図るため、全庁的な研修会等の開催を検討していただきたい。
		○補助金（助成金）の対象経費について 南国保護区保護司会助成金交付要綱（平成15年南国市告示第38号）に助成対象事業の内容、対象経費について、規定がされていない。 これらは、補助金（助成金）交付の根幹であるので、補助金（助成金）交付要綱の改正が必要と考える。	○この助成事業は、南国保護区保護司会の運営に対しての助成事業の位置づけであったため、助成要綱第1条に目的掲げることによって執行していました。 指摘を受け、令和4年3月29日に改正要綱を公布し、同年4月1日から施行しました。主な改正内容は、助成金の交付の対象となる事業の内容と、交付の対象となる経費について明記いたしました。 助成対象事業 （1）保護司会の事務運営に関すること。 （2）更生保護活動の振興に関すること。 （3）保護司会会員の連携及び育成強化に関すること。 （4）その他市長が必要と認める事業 助成対象経費 旅費、交通費、会議費、通信運搬費、消耗品費（食糧費を除く。）、印刷製本費、賃借料、原材料費、広報費、資料購入費、団体育成助成金、各種登録負担金、各種手数料その他市長が必要と認める経費	補助金交付要綱を改正し、適切に運用しております。	1項目に同じ
		○令和2年度中央市民館デイサービス事業委託について 南国市中央市民館デイサービス事業実施仕様書の「1業務内容」で「（1）デイサービス内容の企画立案及び月ごとの事業計画の作成」とあるが事業計画が作成されていない。また、年間の事業計画を整備する必要性がある。 仕様書の「1業務内容」で「（9）業務日誌の作成」（受託者の主体で履行すること。）とあり、確認が必要と考える。 仕様書の「4費用分担」で「（1）調理器具費、機器賃借料」は南国市の負担としているが、委託料から電磁調理器などの購入されているのは契約事項に反している。いずれも契約に基づき適切に事務処理がなされておらず改善を要する。	○デイサービス事業の委託先事業者は、地域で唯一の介護事業所であり、平成21年度から継続して事業を委託しています。指摘のあった費用の分担については、1年間の委託事業であるにもかかわらず、事業の継続ありきで事業者と協議して決めてしまったものですが、現在も、市民館内に設置し利用しています。 今後については、年間の事業計画の整備や、業務日誌の作成なども含め、仕様書や契約書に基づき、適切に事業を実施することといたします。	年間事業計画に沿って事業を実施しております。 月に1回の事業ではありますが、その都度業務日誌（完了報告書）にて出務者や購入品目の確認をしております。 費用分担については、委託事業者と物品等内容を確認し合いながら対応しております。	今後も契約書及び仕様書に基づいて、適切な業務の執行がなされるよう努めること。

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
総務課	令和2年度	○回議書の記載について 南国市役所処務規程（昭和39年南国市訓令第2号）第21条第1項に規定する「回議書」（様式第5号）における保存期間（永年・10年・5年・3年・1年・即）及び南国市行政情報公開条例（平成13年南国市条例第39号）第11条（公開の決定及び通知）の公開の決定の目安となる決裁時点での判断区分（公開・非公開・部分非公開・時限非公開）の欄について、ほとんどが記載されていなかった。 各課等は南国市文書編さん保存規程（昭和36年南国市訓令第4号）及び南国市行政情報公開条例の規定に基づいて記載すべきであり、総務課においては全庁的に記載の周知徹底及び職員の意識向上を図られたい。	○現在の南国市文書編さん保存規程の文書保存期間区分表では、各文書の保存期間について、該当する区分が分かりづらいため、同規程の見直しを行うとともに、ガイドラインを作成し、市として統一した文書保存業務を行えるようにする。	南国市文書編さん保存規程を改正し、保存期間の区分表をわかりやすいものとしております。 回議書への記載については、公印押印時の決裁文書の呈示時に総務課長等がその有無を確認する等し、記載抜けがないように注意しております。	行政文書は、市民の財産であることを念頭に、適切な取り扱いに努めること。また、職員への周知と事務処理能力の向上を図るため全庁的な職員研修の開催を検討いただきたい。
選挙管理委員会	令和元年度	○不適切な事務が発生しないように、今後、開催される事務従事者説明会や研修会では、具体的なリスク事例を取り上げるなど、工夫されたい。	○今後、選挙執行にあたり行う投票管理者説明会や事務従事者説明会において具体的事例を含め不適切な事務事例等の情報共有を十分にを行い再発防止に努めます。	投票事務従事者説明会において、投票用紙交付時に細心の注意を払うよう、周知徹底しています。 また、選挙人の多い投票所では投票用紙交付機を使用し、交付ミスがないよう、ハード面でも対策を講じています。	選挙は民主主義の基本・原則であることを周知徹底し、住民の投票がしっかりと反映される体制を充実強化しながら、引き続き不適切事例の情報の収集及び共有に努め、不適切事例の再発防止に細心の注意を払っていただきたい。
子育て支援課	令和2年度	○支払処理について 令和元年度民営保育所入所児童委託（大篠保育園）において、平成31年4月分から令和2年3月分まで、毎月の債務金額が確定しない段階で、受託者の請求に基づき毎月精算処理をした上で、出納整理期間中に令和元年度分として、精算処理をしている。 月単位の支払いが必要であれば、各月概算払いをした上で精算処理をする、あるいは、債務金額が確定した後に支払いをするなどは是正されたい。	○令和3年度より民間保育園等への運営費の支払いにつきましては、月ごとに概算払いを行い、年度の金額が決定した後に精算を行うように改めます。	「担当課回答」欄に記載のとおり、令和3年度より民間保育園等への運営費の支払いにつきましては、月ごとに概算払いを行い、年度の金額が決定した後に精算を行うように改めています。運営費の支払いに滞りがないように毎月払いを原則としています。支払回数については各施設の希望に沿っております。支払回数の現状は毎月払いは8民間保育園、その他認定こども園、小規模保育園等については3か月に1回概算払いを行っております。施設数は32施設となります。（令和5年度実績）	会計事務の基本を認識し、各施設の状況も十分に把握したうえで、運営費の支払い時期等の取り扱いに公平性・平等性を勘案して、適切な事務の執行に努めていただきたい。
住宅課	令和2年度	○設計工程表及び協議記録について 平成30年度・令和元年度稲生防災活動拠点施設新築工事設計監理業務委託において、履行期限変更後の業務工程表はあるが、特記仕様書に定められた設計工程表がなかった。 また、受注者と履行期限の変更協議の上、業務契約の変更手続きを行っているが、協議内容の記録がなかった。 特記仕様書の規定を遵守し、協議内容を記録保存するなど、適正な事務執行をされたい。	○稲生防災活動拠点施設新築工事設計監理業務委託における特記仕様書に定められた設計工程表については、監督職員が業務資料として別途保管しておりました。 また、本業務委託には工事監理業務も含まれることから工事期間に合わせた履行期限とする必要があるため、工事期間が変更になったことに合わせて履行期限の変更をしたものでしたが、履行期限の変更の協議内容や受注者に対して変更を指示した記録はありませんでした。 今後は、特記仕様書の規定を遵守し、設計工程表は成果報告書と一緒に保管するとともに、履行期限の変更が必要な場合は、協議内容を記録し、受注者に対して変更を指示した記録を残すことにより、適正な事務執行を行ってまいります。	契約変更に伴う予算執行額の変更に関する挙証資料について、議事録確認の徹底など、予算執行課や入札担当課及び工事監督課でそれぞれで適切な書類の作成と確認及び管理・保存をするようにしています。	今後は、契約業務の執行にあたっては契約書及び仕様書に沿って適切に行い、受注業者に対する指示や協議結果については後日の紛争を避けるためにも文書で記録すること。 また、作成された公文書の管理は、個人によることなく組織として適切に管理すること。

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
住宅課 子育て支援課	令和2年度	○特記仕様書の確認について 平成30年度・令和元年度十市小学校放課後児童施設新築工事設計監理業務において、特記仕様書で「予定工事価格46,300,000円（税抜）程度とする。」とされているが、成果報告書では50,850,000円（税抜）になった経過を説明した記載がなかった。 増額の経過記録は重要であり、特記仕様書の確認が不十分であった。 特記仕様書の内容をよく理解し、提出された報告書を組織内で確認する等、適正な事務執行をされたい。	○十市小学校放課後児童施設新築工事設計監理業務委託の特記仕様書にあった予定工事価格の増額は、放課後児童施設を2棟建築する場合の共用部分を1棟目の建築と同時に行うために必要なものでしたが、受託者に対して変更を指示したことを記録したものではありません。 今後は、特記仕様書の内容に変更が必要な場合は、予算執行課と業務監督課で協議した内容を受託者に対して書面をもって指示することにより、適正な事務執行を行ってまいります。	○指摘事項の発生原因 工事監督課（住宅課）と予算執行課（子育て支援課）の連携が不十分であったため、予算査定時に当初工事に必要な予算の確保交渉ができなかった。そのため、配当された予算を上限に必要な建築物の設計を委託したが、予算内で設計できず、補正予算増額をもって工事費を担保し、工事費予算額内の成果品を受け取った。その過程がすべて口頭で行われており、書面で経過を残したり指示をしたりしていなかった。工事監督課も、挙証資料の作成と保存について予算執行課に助言が必要であるとの認識をしていなかった。 ○課題分析と対策 庁内の連携不足に加えて挙証資料の保存が不十分であったことに起因すると考える。関係各課が挙証資料を重層的にチェックする体制を強化することとした。	工事請負業者に対する指示事項や協議内容については、後の紛争を避けるため、必ず文書によって記録すること。 また、庁内の連携については、具体的なシステム・方法について検討していただきたい。
	令和3年度	○随意契約の根拠法令の適用について 「令和2年度都市公園（錦城）管理業務委託」について、「随意契約の理由書」及び「業務委託決定書」で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の第1項の該当する号が異なっている記載されていた。 法令や随契ガイドラインで定められている内容を十分に理解した上で、適正な契約事務の執行を図られたい。	○令和2年度「都市公園（錦城）管理業務委託No.9」において、契約等審議会審議に諮る「随意契約の理由書」には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の第1項第6号該当と記載して審議会の承認を受けていましたが、「業務委託決定書」には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の第1項第2号該当と記載しており、「随意契約の理由書」及び「業務委託決定書」で、随意契約できる場合の地方自治法施行令第167条の2の第1項の該当する号を異なっている記載していました。 今後は、このようなミスを起こさないように、随意契約を行う場合は、法令や随意契約ガイドラインで定められている内容を十分に理解した上で、地方自治法施行令第167条の2の第1項に列挙されている号のどの号に該当するのかを適正に判断するとともに、事務手続きの中で決裁する場合には、作成者、決裁権者ともこれまで以上に記載内容のチェックを徹底し、誤りが無いことを確認した上で決裁するなどして適正な契約事務の執行を図ってまいります。	随意契約を行う場合は、法令や随意契約ガイドラインで定められている内容を十分に理解した上で、地方自治法施行令第167条の2の第1項に列挙されている号のどの号に該当するのかを適正に判断している。 また、事務手続きの中で決裁する場合は、作成者、決裁権者ともこれまで以上に記載内容のチェックを徹底し、誤りが無いことを確認した上で決裁している。	今後は、関係法令や随意契約ガイドラインの遵守を課内職員に徹底し、事務処理の適正を図ること。

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
都市整備課	令和3年度	○令和2年度吾岡山文化の森公園法面植生工事について 予定価格調書の金額表示に誤りがあった。見積競争落札決定に影響がない範囲ではあったが、あってはならないことであり、チェック体制を強化されたい。 また、実施設計書は植生の不要な通路や遊具下の面積を控除して作成することなく、一筆の全面積で計算しており、落札業者が決定した後、現場で協議の上実施面積を決定する方法をとっていた。実施設計段階で必要面積を確定すべきであり、改善されたい。	○令和2年度吾岡山文化の森公園法面植生工事の予定価格調書の予定価格を設計金額と同額の1,076,900円と記載すべきところをエクセル計算式の誤りと作成者のチェックミスにより1,077,500円と記載していましたが、決裁者も予定価格調書の記載金額を十分に確認していなかったため、作成者の記載ミスに気がつかず決裁をしていました。今後は、作成者、決裁権者ともにこれまで以上に記載内容のチェックを徹底し、誤りがないことを確認の上で、それぞれの欄に押印するなどしてチェック体制の強化を図ってまいります。 次に、実施設計をする際の植生をする範囲については、本工事箇所は、吾岡山の中腹にあり雨水が集まりやすい地形のため、公園表土を全面的に保護する工法が求められていました。公園には園路等はなく、新設した遊具の他、既設遊具も隣接しており、工法を検討した結果、植生が不要な部分についても現場に合わせた変更協議を前提にした全面的な改良工事を実施することが経済的にも望ましいと判断しましたが、監査委員からの実施設計段階で必要面積を確定すべきであるとの指摘を踏まえ、今後につきましては、可能なものについては、実施設計の段階で不要な部分を控除し、必要面積を算出した上で、設計してまいります。	予定価格調書の金額表示に誤りがあったことにつきましては、予定価格調書に限らず契約事務手続上の全ての書類について、作成者、決裁権者ともにこれまで以上に記載内容のチェックを徹底し、誤りがないことを確認の上で、それぞれの欄に押印しておりチェック体制の強化を図っている。 次に、植栽工事の植栽面積について、実施設計の段階で不要な部分を控除し、必要な面積を確定することにつきましては、吾岡山文化の森公園の工事以降には法面の植栽工事の実績がありませんが、今後は、平坦な場所や勾配が緩い法面などで植栽等の面積が確定できる場所については、実施設計の段階で不要な部分を控除し、必要な面積を算出した上で設計してまいります。 なお、その他公園整備工事における芝生の植生やゴムチップ舗装工事を実施する場合につきましては、実施設計の段階で十分に検討した上で必要な面積を算出し設計している。	契約事務には細心の注意を払うべきであるが、特に、予定価格調書の作成には、管理職を含めた限られた職員のみが携わることとなるため、より一層の注意を払うよう努めていただきたい。 また、実施設計は、可能な限り実数字に近い必要な面積等により作成するよう努めていただきたい。
		○令和2年度都市公園（錦城）管理業務委託について 見積入札結果一覧表において第2位と記載された事業者の見積書の見積金額と内訳書記載の合計金額が一致していなかった。この場合は失格とすべきであり、チェック体制を強化されたい。 さらに、委託契約書の特記仕様書において、清掃、チリ処理、週1回のパトロール、トイレ清掃、週2回巡回の実施、異常（不法投棄、破損等）が認められる場合の市への連絡等が定められているが、作業日誌にパトロール実施の記載欄や異常な状況があった場合の記載欄がないので、様式の改善や異常な状況の記録明記を義務づけるための特記仕様書の改善を要するほか、完了届に添付が必要な作業前、作業中、作業完了の写真の撮影日付もなく、委託金額の割合が大きい樹木剪定の写真もないので、改善されたい。	○見積競争入札に提出された事業者の見積書のうち、第2位となった事業者の見積書の見積金額欄に記載されている金額と、その見積書の内訳金額の合計欄に記載されている金額とが違っていたが、誤りに気づかずに見積金額欄に記載されている金額を見積金額として見積入札結果一覧表に記載したため、見積入札結果一覧表において第2位と記載された事業者の見積書の見積金額と内訳書記載の合計金額とが一致していませんでした。本来は失格にすべきところでしたが、見積書の入った封筒開封後の見積書のチェックが十分に出来ていなかったため、見積書を受理していました。 今後は、このようなことが無いように、見積書に記載されている見積金額と内訳金額の検算など、見積書の記載内容のチェックを担当者、決裁権者とも必ず行い、誤りがないことを確認した上で決裁することを徹底するなどしてチェック体制の強化を図ってまいります。 また、令和2年度都市公園（錦城）管理業務委託契約書の特記仕様書に、清掃、チリ処理、週1回のパトロール、トイレ清掃、週2回巡回の実施、異常（不法投棄、破損等）が認められる場合の市への連絡等が定められているにもかかわらず、作業日誌には異常があった場合や連絡事項があった場合の記載欄が無いことにつきましては、作業日誌に記載欄を追加し様式を改善するとともに、異常があった場合や連絡事項のある場合の記録明記を義務づけるために、特記仕様書にも文言を追加し改善を図ってまいります。 さらに、完了届に添付が必要な作業前、作業中、作業完了の写真に撮影日付の記載がなかったことや、委託金額の割合が大きい樹木剪定の写真もなかったことにつきましては、委託事業者による作業前、作業中、作業完了の写真撮影の日付を必ず記載すること及び作業を実施した場合は作業内容が確認できる写真の撮影日付を必ず貼付することの徹底を図るとともに、特記仕様書にもそのことを記載し改善を図ってまいります。	見積競争入札に提出された事業者の見積書の見積金額欄に記載されている金額と、その見積書の内訳金額の合計欄に記載されている金額とが一致していない見積書を失格とせず受理したことにつきましては、見積書に記載されている見積金額と内訳金額の検算など、見積書の記載内容のチェックを担当者及び決裁権者とも必ず行い、誤りがないことを確認した上で決裁しており、チェック体制の強化を図っている。 次に、委託契約書の特記仕様書、作業日誌、及び完了届に添付が必要な作業前、作業中、作業完了の写真の改善につきましては、異常があった場合や連絡事項のある場合の記録明記を義務づけるために、作業日誌に異常情報や連絡事項を記載する欄を追加し様式を改善いたしました。また、特記仕様書にも異常がある場合や連絡事項があれば必ず日誌に記録すること、及び作業前・作業中・作業後の写真は日付入りで撮影することなどの文言を追加記載し改善を図っている。 さらに、完了届に添付が必要な作業前、作業中、作業完了の写真に撮影日付の記載がなかったことや、委託金額の割合が大きい樹木剪定の写真もなかったことにつきましては、委託事業者、特に地域の自治会に委託する場合は、様式等の変更後もこれまでの様式を使用していたり、写真に日付けの記入がなかったりしており周知が徹底されていない現状を踏まえ、作業前、作業中、作業完了の写真撮影の日付を必ず記載すること及び作業を実施した場合は作業内容が確認できる写真を必ず貼付することを委託契約を締結する際には必ず伝えるなど周知の徹底を図っていく。	入札業務にあたっては、今後も十分なチェックを行うとともに、その手順も含め誤りのないよう細心の注意を払っていただきたい。 また委託業務については、今後、契約書及び改善された仕様書に沿って適切に実施されるよう施工業者、地域自治会等に十分周知されたい。

課名	年度	監査指摘	担当課回答	改善実施状況	改善に伴う問題点・成果
都市整備課	令和元年度	○吾岡山文化の森公園の遊具について 修繕工事が完了するまでに長期間にわたる使用禁止が生じている。今後はかかることのないよう計画的な整備を図られたい。	○吾岡山文化の森公園を含め、本市には遊具を設置している公園が30箇所あり、毎年、専門業者に委託して遊具の点検作業を実施していますが、吾岡山文化の森公園の遊具につきましては、老朽化の進行により修繕等では対応ができないものが多く存在するようになり、大部分の遊具を長期間にわたって使用禁止せざるを得なくなりました。 今後につきましては、このようなことが無いよう遊具の老朽具合及び利用状況を的確に把握するとともに、遊具が長く使えるよう計画的かつ早期に修繕を施し、遊具の長寿命化及び整備を図ってまいります。	吾岡山文化の森公園の遊具について、修繕工事が完了するまでに長期間にわたる使用禁止が生じないよう計画的な整備を図ることにつきましては、本市公園の遊具は、毎年、専門業者に委託して遊具の点検作業を実施し、遊具の老朽具合及び利用状況を的確に把握している。その点検結果を踏まえ遊具が長く使えるよう計画的かつ早期に修繕を施し、遊具の長寿命化及び整備を図っている。	限られた予算での対応とならざるを得ないが、子供たちの安全にも関わる事案であるので、今後も遊具の状況の的確な把握に努め、計画的な対応を進めていただきたい。